

出水市病院事業公告第 1 1 号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

出水市病院事業管理者 鯨 島 幸 二

業務発注部署	出水総合医療センター事務部総務課
業務名	出水市病院事業院内保育所管理運営業務
業務概要	1 業務内容 本業務は、出水総合医療センター内に院内に設置する保育所の管理及び運営業務である。 2 業務仕様 別紙「出水市病院事業院内保育所管理運営業務委託仕様書」のとおり 3 契約期間 契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで 4 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
参加資格	本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 法人等を設立して 5 年以上経過しており、認可保育所又は認可外保育施設（定員 1 9 人以上の保育施設に限る。）の管理運営（業務委託契約による受託管理運営を含む。以下同じ。）の実績を 5 年以上有する者。 (2) 九州管内に本社又は営業所等の事務所を有する法人等であって、当医療センターの要請に対して早急な対応が可能であること。 (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (4) 参加表明書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成 2 0 年出水市告示第 6 9 号）第 4 条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。 (5) 公告日から契約締日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 2 0 年出水市告示第 7 0 号）第 3 条の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。

	(6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでなく、財政状況及び損益状況が良好であること。 (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされていない者であること。 (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条の暴力団をいう。）、暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員等でないこと。 (9) 本企画提案において、参加者又は構成員として複数の参加申込みをしていないこと。
担当部署	〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地 出水総合医療センター事務部総務課総務係 電話 0996-67-1611（内線1230） FAX 0996-67-1661
実施要領等の交付期間、場所及び方法	1 交付期間 公告日から令和7年11月20日（月）午後5時15分まで 2 交付場所及び方法 出水総合医療センターホームページからダウンロード
参加表明書、企画提案書等の提出期限、場所及び方法	1 提出期限 (1) 参加表明書 令和7年10月28日（火）午後5時15分 (2) 企画提案書等 令和7年11月20日（木）午後5時15分 2 提出場所及び方法 (1) 提出場所 担当部署に同じ (2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。） 郵送の場合は、提出期限までに担当部署へ到着したものに限る。
その他	1 企画提案書等の取扱い (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しないこととする。 (2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。

	(3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用するのではない。 2 失格 参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。 (1) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。 (2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。 (3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。 (5) 見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が事業上限額を超えているとき。 3 その他 (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。 (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。 (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）の規定に基づく公文書の開示請求の対象となる。 (4) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。 (5) 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。 (6) 詳細は、「出水市病院事業院内保育所管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。
--	--